

令和3年度建築基準整備促進事業成果報告会でのご質問に対する回答

令和4年5月11日、12日に実施いたしました令和3年度建築基準整備促進事業成果報告会にて、質疑時間内に回答しきれなかったご質問、および報告会終了後にメールでお寄せいただいたご質問につきまして、事業の成果の報告を行った事業者より回答がございましたので、以下のとおり公表いたします。

F19 内装制限及び排煙設備の設置基準の合理化に係る検討

	質問	回答
1	防災評定取得ビルでも緩和は可能でしょうか。	防災評定の取得にあたっての評価基準等は各評定機関で定めているため、一律のお答えはいたしかねます。個別の内容となりますので、各評定機関にお問い合わせください。

M9 住宅の洪水時の耐浸水性能に関する検討

	質問	回答
2	本事業はR3～5年の3か年事業との報告でしたが、R4年度、R5年度での調査内容についてご計画を教えてください（可能ならば）。 住団連と建築研究所の連携した「住宅の浸水対策ガイドライン作成のための勉強会」では、浸水深と被害復旧金額との相関関係を調査したと伺っていますが、そういった内容についても調査し参考事例として報告される予定はありますか。	引き続き住宅の耐浸水性能に係る要求水準の整理を行い、要求水準の評価手法等を検討する予定です。なお、浸水深と被害復旧金額との相関関係の調査を行う予定はございません。
3	現在公開されているハザードマップは最大の被害を想定した浸水深となっており、住宅設計者としてはお客様に対し十分な浸水対策を説明しづらい状況です。 本報告5ページにも「大きな想定浸水深にとらわれて思考停止して、対策を講じないことを防ぐ配慮が必要」と報告されていますが、お客様に対し妥当な範囲での浸水対策が有効であることを説明できる根拠となる検討内容となることを期待します。	貴重なご意見として承ります。

M11 既存住宅性能評価（現況検査）及び既存住宅状況調査方法基準の整合化・合理化等に関する検討

	質問	回答
4	<p>「現況検査」は「状況調査」に移行したとの認識でしたが、現在でも「現況検査」を要求される場面等があるのでしょうか。品確法を法的根拠として「現況検査」は残っていると理解で宜しいのでしょうか。</p>	<p>本事業において「現況検査」と位置付けている検査の正式名称は「住宅性能表示制度 建設住宅性能評価解説（既存住宅・現況検査）」（以下「現況検査 A」という）であり、「現況検査 A」は2002年8月に住宅品確法に基づき創設された制度で、現在も性能評価制度に基づいた既存住宅における検査において活用されている制度です。</p> <p>一方、ご質問いただいた「現況検査」は、「インスペクションガイドライン」（2013年作成）に基づき実施される「既存住宅現況検査」*（以下「現況検査 B」という）であると推察されます。</p> <p>本事業において今般の整合化を検討しているのは「現況検査 A」で、ご質問いただいていると推察される「現況検査 B」とはそもそも異なる検査制度となります。</p> <p>なお、「現況検査 B」については、ご質問の中で記載されているように、2017年に「既存住宅状況調査方法基準」**（以下「状況調査」という）の告示が制定され、調査内容及び方法は「状況調査」に移行されています。</p> <p>*講習テキスト名：「既存住宅現況検査技術者講習テキスト」 **講習テキスト名：「既存住宅状況調査技術者講習テキスト」</p>

以上